

東京電力福島第一原子力発電所事故の損害賠償請求に係る一部合意について

県が、東京電力ホールディングス株式会社に対し行っている東京電力福島第一原子力発電所事故に係る損害賠償請求について、平成28年3月30日に第6次請求分の損害賠償金の提示があり、内容を精査した結果、5月9日に一部受け入れに合意しました。今回、一部合意した損害賠償金については、5月中の受け入れに向けて手続きを進めています。

1 第6次請求について

(1) 請求の内容

- ・請求日：平成27年11月13日
- ・請求額：431,268,749円及び遅延損害金（年5%）
- ・対象期間：平成26年4月から平成27年3月まで
- ・請求内容：放射線・放射能測定委託費，下水道汚泥処分費等

(2) 支払いの一部合意内容

- ・支払予定額：228,003,533円
- 請求に対する割合：52.9%（人件費を除いた割合68.6%）

【第6次請求に対する支払予定額の状況】 (単位：円)

	請求額	支払予定額	割合
1) 放射線・放射能の監視・測定	151,978,644	118,657,945	78.1%
2) 健康不安への配慮	33,680	0	-
3) 汚染・被害の拡大防止	13,932,776	194,193	1.4%
4) 放射線量低減化対策	1,295,618	194,400	15.0%
5) 汚染物・廃棄物の処理	113,889,616	108,956,995	95.7%
6) 損害への対応	916,830	0	-
7) 正しい知識の普及・啓発	50,176,206	0	-
8) その他	-	-	-
小計	332,223,370	228,003,533	68.6%
9) 人件費	99,045,379	0	-
合計	431,268,749	228,003,533	52.9%

(3) 賠償対象外の額

事業費：104,219,837円

- ・主な内容：みやぎ県産品魅力発信事業（広告等委託費 約4,576万円）
 特用林産物放射性物質対策事業（調査委託費等 約1,363万円）
 農産物放射能対策事業（機器校正・部品購入 約924万円）など
- ・賠償対象外の理由：法令・政府指示等により負担を余儀なくされた費用と認めることは困難であり、かつ、その実施方法に地方公共団体の裁量による選択の幅が大きく、賠償対象と判断されなかったため。

人件費：99,045,379円

- ・ 主な内容：新設組織（原子力安全対策課）に配置された専従職員の人件費及び本件事故被害対策業務に従事したことによって事故前と比べて増加した時間外勤務手当等
- ・ 賠償対象外の理由：通常業務との切り分けが困難であり、かつ負担を余儀なくされた費用と判断することは困難であるため

2 今後の方針について

賠償の対象外とされた経費等については、引き続き請求と交渉を進めるとともに、原子力損害賠償紛争解決センター（ADRセンター）への和解仲介申立て手続きを進める。

【参考：県の損害賠償請求等状況、5月9日現在】

（単位：円）

	請求額	支払（予定）額	不払額	割合
下水道分	278,439	278,439	0	100%
第1次請求	168,372,075	167,309,080	1,062,995	99.4%
第2次請求	196,561,485	0	196,561,485	-
第3次請求	132,075,986	118,251,048	13,824,938	89.5%
第4次請求	652,999,387	606,474,458	46,524,929	92.9%
第5次請求	590,098,238	383,995,752	206,102,486	65.1%
税込減分	51,277,237	51,277,237	0	100%
第6次請求	431,268,749	228,003,533	203,265,216	52.9%
小計	2,222,931,596	1,555,589,547	667,342,049	70.0%
企業局分	798,356,831	386,391,533	411,965,298	48.4%
合計	3,021,288,427	1,941,981,080	1,079,307,347	64.3%